

## 朝倉市不良空家等解体撤去補助金 申請手続きの流れ

手続	内容
1. 事前協議 ↓	補助額、補助要件、申請手続き等について、事前協議をします。 ※空家等の所有者又は所有者が亡くなっている場合は相続関係者が申請をします。 ※相続関係者が申請者となる場合は別途書類が必要となりますので、個別で協議をします。
2. 不良度判定依頼 ↓	空家等が補助金の対象になるかどうか、判定する必要があります。 下記の書類を提出してください。 ①空家等不良度判定依頼書(様式第1号) ②建物の全部事項証明書又は固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し ③位置図 ④現況写真
3. 現地調査 ↓	市役所職員が不良度判定基準表に基づき空家等の不良度の判定をします。 ※申請者が立ち合う必要はありません。
4. 不良度判定結果通知 ↓	不良度判定の結果を申請者に連絡をします。 ※判定依頼をされてから2週間程度かかる場合があります。 ※不良度判定の結果、100点以上の空家等が補助金の交付対象となります。 市の職員が現地を確認し、一定の基準に基づいて判定します。
5. 補助金の交付申請 ↓	下記の書類を提出してください。 ①朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付申請書(様式第3号) ②空家等不良度判定結果通知書(様式第2号) ③不良空家等解体撤去実施計画書(様式第4号) ④誓約書(様式第5号) ⑤解体撤去工事見積書の写し ⑥所有者又は所有者の相続関係者であることが分かる書類 (発行日から3箇月以内のものに限る。及び所有権を有する全ての者の同意書。) ⑦申請者の市税等の滞納がないことの証明書 (発行日から3箇月以内のものに限る。)
6. 補助金の交付決定 ↓	申請から7日程で申請者に連絡をします。
7. 契約・工事着手 ↓	6.補助金の交付決定を受けてから工事に着手してください。 ※交付決定前の契約・工事着手は補助金交付の対象外となります。
(8. 補助金の変更等交付申請) ↓	申請書の記載事項について変更しようとするときは、申請が必要となります。 下記の書類を提出してください。 ①朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付変更等申請書(様式第7号) ②変更後の不良空家等解体撤去実施計画書(様式第4号) ③変更後の解体撤去工事見積書の写し
(9. 補助金の変更等交付決定) ↓	申請から7日程で申請者に連絡をします。
(10. 変更契約・工事着手) ↓	9. 補助金の変更等交付決定を受けてから工事に着手してください。 ※変更交付決定前の変更契約・工事着手は補助金交付の対象外となります。
11. 工事完了報告 ↓	解体撤去工事完了後、30日以内に下記の書類を提出してください。 ①不良空家等解体撤去完了報告書(様式第9号) ②解体撤去工事請負契約書の写し(変更をした場合は変更後) ③解体撤去工事の領収書の写し(変更をした場合は変更後) (解体撤去工事を行った者が発行したもの) ④解体撤去工事写真(施工前、施工中及び施工後が確認できるもの)
12. 補助金確定通知 ↓	解体撤去工事が適正に実施されたかどうか審査します。 適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。
13. 補助金の請求 ↓	下記の書類を提出してください。 ①朝倉市不良空家等解体撤去補助金交付請求書(様式第11号) ②振込口座情報が確認できるもの(通帳の写し等)
14. 補助金支払い	請求書受領後30日以内に申請者の口座に補助金を振り込みます。 ※振込の通知は行いません。

### ＜問合せ先＞

都市建設部都市計画課計画管理係  
 電話：0946-22-1115(直通) FAX: 0946-22-1850(共通)  
 メール：[toshi@city.asakura.lg.jp](mailto:toshi@city.asakura.lg.jp)